

令和8年度 地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当経費

令和元年10月1日より、消費税率が8%から10%へ引上げられ、引上げ分の地方消費税収（地方消費税交付金を含む。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」と地方税法に明記されています。

この趣旨を踏まえて、令和8年度野迫川村当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当経費について、下記のとおり明示します。

《歳入》

地方消費税交付金（社会保障財源分） 6,488 千円

《歳出》

地方消費税交付金（社会保障財源分）充当対象事業費 17,172 千円

令和8年度当初予算における充当経費は下表のとおりです。

【地方消費税交付金(社会保障財源分)充当対象事業一覧】 (単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	老人福祉一般事業	4,996	0	0	0	643	3,049	1,304
	福祉医療費支援事業	2,761	0	624	0	0	1,428	709
保健衛生	予防接種事業	2,551	0	0	0	0	1,427	1,124
	成人保健事業	6,864	0	0	0	0	584	6,280
合 計		17,172	0	624	0	643	6,488	9,417